

令和8年7月29日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 清水 公雄

賃金指導官 田尻 大悟

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



第55期 第11回熊本地方最低賃金審議会（令和8年度第2回）及び第1回熊本県最低賃金専門部会の中止（延期）について

令和8年7月30日（木）に開催を予定しておりました標記審議会及び専門部会につきましては、7月28日（火）に発生しました令和8年熊本地震の状況を鑑み、いずれも中止（延期）することといたしました。

新たな開催日につきましては、調整が出来次第、改めて熊本労働局ホームページ上で公開いたします。

最後になりましたが、このたびの地震により被害受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。